

食安輸発第0809004号  
平成19年8月9日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

### 中国産しょうがの取扱いについて

標記については、平成19年8月1日付け食安輸発第0801003号により通知した輸出業者の輸出した中国産しょうがの輸入届出がなされた場合には、貨物を保留するようお願いしているところです。

今般、アルジカルブスルホキシドの検査法が整備されたことから、今後は下記のとおり検査を実施することとしたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくをお願いします。

なお、平成19年8月1日付け食安輸発第0801003号を廃止します。

### 記

#### 1 検査対象

- (1) Juxian Modern Organic Ginger Co. の輸出した中国産しょうが及びその加工品（簡易な加工に限る。）が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、アルジカルブ、アルジカルブスルホキシド及びアルドキシカルブ（アルジカルブスルホン）（以下「アルジカルブ等」という。）に係る自主検査を実施するよう指導すること。
- (2) (1) 以外の輸出者が輸出した中国産しょうが及びその加工品（簡易な加工に限る。）については、残留農薬（アルジカルブ等を含む。）に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて実施すること。

#### 2 検査方法

平成17年1月24日付け食安発第0124001号（最終改正：平成19年8月9日付け食安発第0809002号）により実施すること。